

一宮監公表第5号

令和6年1月5日

| | | | |
|---------|-----|---|----|
| 一宮市監査委員 | 長谷川 | 伸 | 二 |
| 一宮市監査委員 | 丹 | 羽 | 達 |
| 一宮市監査委員 | 花 | 谷 | 昌章 |
| 一宮市監査委員 | 服 | 部 | 修寛 |

財政援助団体等監査の監査結果に基づく措置の公表について

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、一宮市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、同項の規定によりその内容を次のとおり公表します。

財政援助団体等監査の監査結果に基づく措置状況

- 1 措置を講じた部課
教育部学校給食課

- 2 監査結果報告提出日及び公表日
令和5年11月21日（監報告第18号、一宮監公表第4号）

- 3 措置通知受理日
令和5年12月15日

- 4 措置の内容
措置の内容は、以下のとおり

| 指摘事項（措置を要する事項） | 措 置 状 況 |
|--|---|
| <p>補助金の適正な執行について</p> <p>補助金は、地方自治法第232条の2で、公益上必要がある場合に交付することができる」と規定されており、一宮市補助金等交付規則や補助金交付要綱にのっとり、公正かつ有効に活用されることが求められている。そのため、補助金の交付にあたっては、補助金交付要綱等に基づき補助の目的に沿って公正かつ有効に活用されているか厳正に審査し、指導する体制を整える必要があるが、一宮市学校給食会運営補助金の交付事務について、以下のような事項が検出された。</p> <p>一般財団法人一宮市学校給食会（以下「学校給食会」という。）については、市の所管課の一部の職員が団体の職員を兼務しており、補助金の交付決定や交付確定に係る事務も行っていることから、補助金交付団体に対し、けん制が機能しにくい状態であると考えられる。</p> <p>適正な補助金交付事務の執行を確保するため、対策を講じられたい。</p> <p>ア 一宮市学校給食会運営補助金の対象経費については、一般財団法人一宮市学校給食会運営補助金交付要綱（以下「運営補助金交付要綱」という。）で、学校給食会が行う事業全般と規定されているのみで、具体的にどのような経費が該当するか明確になっていない。ま</p> | <p>ア 運営補助金交付要綱への補助対象の範囲等の明文化につきましましては、令和5年11月30日付けで要綱改正の決裁を採り、第3条に補助金の対象として、給料、諸手当、共済費、賃金、報</p> |

| 指摘事項（措置を要する事項） | 措置状況 |
|--|---|
| <p>た、学校給食会には、当該補助金以外に給食費収入、その他の市補助金等の収入があるが、これらの収入の取扱いが運営補助金交付要綱で示されておらず、その相当額を対象経費から控除すべきかどうか不明確な状態となっている。</p> <p>所管課の説明によると、補助対象経費については、給食に係る原材料費を除く人件費、事務費、固定資産購入費等の全てとし、給食費収入、当該運営補助金以外の市補助金等の収入については、その相当額を対象経費から控除する運用としているとのことであった。</p> <p>交付額の妥当性や用途の適正性及び透明性が確保できるよう、補助対象経費の範囲や補助金の算定方法の取扱いについて、運営補助金交付要綱に明文化し、具体的に規定されたい。</p> <p>イ 運営補助金交付要綱において、補助金で取得した備品等の財産処分の制限に係る規定が設けられていなかった。補助金は、公益上必要がある場合に交付できるものであり、その財源は市民の税金である。補助金により取得する備品等の財産については、その効果が長期にわたるものであり、一宮市補助金等交付規則第17条で、財産処分の制限が規定されており、補助金交付団体はこの制限について十分認識する必要がある。</p> <p>学校給食会が補助金で取得した財産の目的外使用や不適切な処分を防ぎ、補助の目的に沿った補助金の使用を担保するため、運営補助金交付要綱で財産処分の制限に係る規定を設けられたい。</p> <p>ウ 補助金交付決定及び確定時の決裁に、補助対象経費の具体的内容について審査を行った記録がなく、審査が適切に行われたのか確認することができなかった。</p> <p>所管課の説明によると、審査にあたり、実績報告書と学校給食会が作成している総勘定元帳との照合は行っているとのことであるが、補助事業の実施にあたり備えるべき帳簿等の整備において不十分な箇所があり、学校給食会の経理の実態が把握できておらず、</p> | <p>償費、旅費、需用費、役務費、備品購入費、負担金・補助及び交付金、公課費等を要綱に具体的に明記しました。</p> <p>イ 運営補助金交付要綱への財産処分の制限に係る規定の設定につきましては、令和5年11月30日付けで要綱改正の決裁を採り、第18条（財産処分の制限）に事業者は、補助金の交付を受けて取得した備品を市長の承諾を受けずに、補助金の目的に反した使用、譲渡、交換、廃棄又は貸付けをおこなってはならない旨を、要綱に追記しました。</p> <p>ウ 適正な審査のため、今後の学校給食会運営補助金に関する市の業務では、学校給食会で同補助金業務を兼務していない職員だけで執行するように改めました。</p> <p>また、監査過程を対象書面に記すとともに、半期に一度（令和5年度は1月末までに）、給食会に対し中間審査を行い、実</p> |

| 指摘事項（措置を要する事項） | 措 置 状 況 |
|--|--------------------------------------|
| <p>適切な指導監督がなされていない状態であった。</p> <p>補助対象や交付額の妥当性について審査が適正に行われているとは言い難い状態であるので、実績確認の精度を高めるとともに、審査の結果については書面による記録を残し、補助金交付の適正性と透明性を確保できるよう、適切な事務処理を行われたい。</p> | <p>績確認の頻度を上げ、精度を高め、適切な事務処理に努めます。</p> |